

恵庭市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 2 1 号

恵庭市体育施設条例の一部を改正する条例

恵庭市体育施設条例（平成 1 7 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案																										
第 1 条（略） （名称及び位置） 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第 1 条（略） （名称及び位置） 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																										
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>島松水泳プール</td><td>恵庭市中島松 418 番 1</td></tr><tr><td>柏水泳プール</td><td>恵庭市文京町 3 丁目 79 番 1</td></tr><tr><td>東恵庭水泳プール</td><td>恵庭市中央 452 番 3</td></tr><tr><td>和光水泳プール</td><td>恵庭市和光町 2 丁目 250 番</td></tr><tr><td>若草水泳プール</td><td>恵庭市中島町 4 丁目 5 番 1</td></tr><tr><td>恵み野水泳プール</td><td>恵庭市恵み野南 4 丁 目 1 番 5</td></tr></table>	名称	位置	（略）		島松水泳プール	恵庭市中島松 418 番 1	柏水泳プール	恵庭市文京町 3 丁目 79 番 1	東恵庭水泳プール	恵庭市中央 452 番 3	和光水泳プール	恵庭市和光町 2 丁目 250 番	若草水泳プール	恵庭市中島町 4 丁目 5 番 1	恵み野水泳プール	恵庭市恵み野南 4 丁 目 1 番 5	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>島松水泳プール</td><td>恵庭市中島松 418 番 1</td></tr><tr><td>和光水泳プール</td><td>恵庭市和光町 2 丁目 250 番</td></tr><tr><td>若草水泳プール</td><td>恵庭市中島町 4 丁目 5 番 1</td></tr></table>	名称	位置	（略）		島松水泳プール	恵庭市中島松 418 番 1	和光水泳プール	恵庭市和光町 2 丁目 250 番	若草水泳プール	恵庭市中島町 4 丁目 5 番 1
名称	位置																										
（略）																											
島松水泳プール	恵庭市中島松 418 番 1																										
柏水泳プール	恵庭市文京町 3 丁目 79 番 1																										
東恵庭水泳プール	恵庭市中央 452 番 3																										
和光水泳プール	恵庭市和光町 2 丁目 250 番																										
若草水泳プール	恵庭市中島町 4 丁目 5 番 1																										
恵み野水泳プール	恵庭市恵み野南 4 丁 目 1 番 5																										
名称	位置																										
（略）																											
島松水泳プール	恵庭市中島松 418 番 1																										
和光水泳プール	恵庭市和光町 2 丁目 250 番																										
若草水泳プール	恵庭市中島町 4 丁目 5 番 1																										

現行		改正案	
<u>恵み野旭水泳プール</u>	恵庭市恵み野北 4 丁目 1 番 1	<u>恵み野水泳プール</u>	恵庭市恵み野北 4 丁目 1 番 1
(略)		(略)	
第 3 条～第 18 条 (略)		第 3 条～第 18 条 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。